



南九州市

農業委員会だより

平成30年9月発行 南九州市農業委員会事務局



耕作放棄地となった農地を確認する農業委員・農地利用最適化推進委員

農業委員会では7月から8月にかけて、「農地利用状況調査」を実施しました。

近年、農業者の減少や高齢化等によって耕作・管理されていない農地が増えてきており、平成29年度調査では、市内の農地約9,110haのうち、366haが耕作されず遊休農地となっています。

農業委員会では、毎年全ての農地の利用状況調査を実施し、遊休農地や遊休化しそうな農地の所有者へ意向確認を行い、必要に応じて農地中間管理機構との連携や農地のあっせんなど、耕作放棄地の解消や農地の有効利用を図っています。

耕作されなくなった田畑を放置していると、有害鳥獣のすみかとなったり、病虫害の発生や雑草等の繁茂により周辺の農地や地域住民の迷惑となることが懸念されます。

農地の適正かつ効率的な利用を確保することは、法律（農地法第二条の二）で義務付けられていますので、農地の所有者や賃借契約等により耕作をしている方は、農地の有効利用と適切な管理をお願いします。

農薬飛散を防止し、安心・安全な農作物づくりを



南九州市では、安心・安全、信頼される農作物づくりを目指した農薬飛散防止対策に取り組んでいます。

1. 農薬の使用基準を守りましょう
2. 農薬は必要に応じて上手に使いましょう
3. 近隣ほ場の生産者と連携して、農薬のドリフト（飛散）に注意しましょう
4. 散布者の安全対策を徹底しましょう
5. 畦畔の除草剤散布は特に注意しましょう

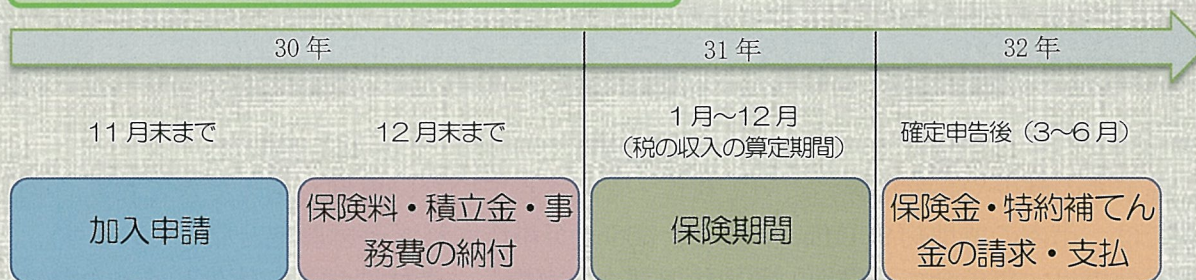
※収穫 10 日前になったら、ほ場に「黄色旗」を立てて周囲の農家に注意を促しましょう！

平成 31 年 1 月から収入保険制度が始まります

～様々なリスクに備えて収入保険に加入しましょう～

- ① 収入保険の対象者は、青色申告を行っている農業者です。
- ② 自然災害だけでなく、価格低下なども含めた収入減少をサポートします。
- ③ 農業者が保険期間に生産・販売する農作物の販売収入全体が対象です。
※（マルキン等の対象である肉用牛・肉用子牛・肉豚及び鶏卵は対象外です。）
- ④ 農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補てんします。
(補償限度) (支払率)

収入保険の全体スケジュール（個人加入の場合）



※保険料・積立金は分割支払いも可（最終の納付期限は保険期間の8月末）

収入保険の補償内容など、詳しいことは最寄りの農業共済組合窓口へお問い合わせください。

NOSA | 全国連のホームページはこちら→
<http://nosai-zenkokuren.or.jp/>



【お問い合わせ先】

南薩農業共済組合本所：0993-58-3100

川辺支所：0993-56-0138

農業者年金(積立型)の税制優遇と 保険料補助

知らないとい
損

保険料が
全額社会保険料控除
の対象なんです!!

経営や家計の状況に
より**保険料を**
上げたり下げたり
できるんです!!

青色申告等の要件
を満たせば、**月額**
で最大1万円(年
12万円)の保険
料補助※の仕組み
があるんです!!

ご存じですか??

知らなかった...



生計を一にする配偶者や後継者の保険料を支払った場合は、その合計額が、経営主の所得から控除することができます。

例えば・・・ 月額保険料 67,000 円、払込月数 12 月、被保険者 3 名(本人、配偶者、子)
 $\text{¥67,000} \times 12 \text{ 月} \times 3 \text{ 名} = \text{¥2,412,000}$ 【社会保険料控除】

※ **保険料補助**を受けるには・・・

国民年金第1号被保険者などの農業者年金への加入要件に加え、

- 39 歳までに加入(注: 保険料納付済期間等要件有り)
- 農業所得が 900 万円以下
- 下記の農業者の担い手要件を満たせば受けられます。
 - ① 認定農業者で青色申告をしている人
 - ② 認定新規就農者で青色申告をしている人
 - ③ ①または②の要件を満たす経営主と家族経営協定を締結して経営に参画している配偶者、直系卑属など

詳しくは・・・

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp/>

農業者年金の内容やご相談については、**南九州市農業委員会**が
最寄りのJAまたは**農業者年金基金**へお問い合わせください。



お問い合わせはコチラから

独立行政法人 農業者年金基金
南九州市農業委員会

(☎03-3502-3199)
(☎0993-36-1111)

農作業事故をゼロに！

～十分な安全対策を励行し、安全作業に心掛けましょう。～

農業の機械化が進展する一方で、農業機械による農作業事故の発生は後を絶たない状況です。県内では平成27～29年度の3か年で33件の死亡事故が発生し、うち20件がトラクターでの作業中に起こっています。死亡者数を年齢別にみると、65歳以上が8割以上を占め、高齢者が事故に遭う機会が多い状況にあります。慣れた作業でも油断せず、安全に心掛けましょう。



農作業の安全のために

- (1)トラクターには**安全フレーム**を装着し、作業中は**シートベルト・ヘルメット**を着用する。
- (2)ほ場の出入り口付近での事故が多い。十分に安全を確認し、転落・転倒事故を未然に防ぐ。
- (3)ほ場作業以外では必ず**ブレーキを連結**し、作業中の降車時は必ずエンジンを切り、ブレーキで固定する。
- (4)点検、整備、清掃は必ず**エンジンを停止**して行う。
- (5)農作業は計画的に行い、こまめな休憩・水分補給を行って無理をしない。
- (6)出掛ける前に家族などに一声かけて、常に**携帯電話**を携帯する。

～農地「貸したい」「借りたい」総点検実施中～

農業委員会では農地等の利用の最適化を図るため、農地を所有する全世帯を対象に「農地の利用意向に関するアンケート調査」を実施しています。

この調査では、農地を「貸したい」・「借りたい」といった意向を確認し、担い手農家への農地の集積化や遊休農地の解消・未然防止等を図ることを目的としています。

年間を通して順次各地域の農業委員・推進委員が戸別に訪問いたしますので、皆様のご協力をお願いいたします。



読んでみませんか！ 農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。



週刊

月4回金曜日発行
月額700円（消費税込）

購読申込みは、お近くの農業委員または農業委員会へ
お気軽にご連絡ください。